

# 豊橋市立大村小学校 P T A 会則（案）

## 第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本会は豊橋市立大村小学校 P T A（以下「大村小 P T A」）と称し、事務所は大村小学校内に置く。

## 第 2 章 目的及び活動

第 2 条 本会は父母と教職員が協力して、児童の健全な育成を図ることを目的とし、あわせて会員相互の研修と親睦を図る。

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため次の活動をする。

- (1) 父母と教職員の研修を深め、教養を高める。
- (2) 地域の関係諸団体と協力し、児童の生活環境の改善を図る。
- (3) 学校と家庭が連携し、児童の福祉増進、健全な育成を図る。

第 4 条 本会は上記の活動を推進するため、教育を本旨とする任意団体として、以下の方針に従って活動する。

- (1) 父母と教職員は会員として互いに協力する。
- (2) 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- (3) 特定の政党や宗教に偏ることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行事を行わない。
- (4) 大村小 P T A 又は大村小 P T A 役員名で、公私の選挙候補者を推薦及び応援をしない。
- (5) 学校の人事、方針、管理に干渉しない。

## 第 3 章 会員

第 5 条 本会の会員は、大村小学校に在籍する児童の父母（又はこれにかわる者）及び大村小学校教職員とする。また、本会の趣旨に賛同し、入会を希望する者を賛助会員とする。（役員会の承認を必要とする）

第 6 条 会員は会費を納めるものとする。その金額は細則で定める。

第 7 条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第 8 条 会員の入退会に関しては以下の定めによる。

- (1) 会長は、児童の入学・転入に際し、その保護者に P T A への加入協力を求めること。
- (2) 会員の退会にあたっては、書面をもって会長に届け出ること。ただし、児童の学籍がなくなった場合にはこの限りではない。
- (3) 退会した会員の再度の入会はこれを妨げない。

## 第 4 章 機関

第 9 条 本会には次の機関を置く。

- (1) 総会 (2) 役員会 (3) 部会

第 10 条 総会は全会員でもって構成され、本会の最高議決機関である。総会は会員の 4 分 1 の出席者をもって成立し（委任状も含む）、その決議は出席者の過半数の同意を必要とする。（委任状も含む）

- (1) 総会は定期総会と臨時総会とする。
- (2) 定期総会は年 1 回とし、年度始めに開く。

- ① ○新役員・会計監査委員の承認 ○前年度の事業報告の質疑・承認

- 会計監査を経た収支決算報告の質疑・承認
- ② ○新年度の事業計画・予算案の審議・決定
- 会則等の変更及びその他の案件の審議・決定
- (3) 臨時総会は会長が必要と認めた場合、又は役員会の過半数が必要と認めた場合を開くことができる。
- (4) 何らかの理由により総会及び臨時総会を開くことができない場合、書面決議を行う。議案の可決については、提出された議決権行使書の賛成が過半数を超えた場合とする。

第11条 役員会は役員と部会によって構成され、総会につぐ決議機関である。その決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

- (1) 本会の運営並びに部会担当事業等を立案、審議、決定する。
- (2) 役員会は会長が必要と認めた場合、又は役員会の3分の1が必要と認めた場合を開くことができる。
- (3) 緊急事項に関しては役員会で決定することができる。事後、総会や文書で報告する。

○担当事業等

◇事業報告 ◇事業計画案 ◇決算 ◇予算案 ◇その他

第12条 部会は学年委員によって構成され、各部担当の活動等をすすめる。

- (1) 次の各部を置き、本会の活動推進を図る。
  - 学年委員は文化部・体育部・生活厚生部及び学年部に所属する。
  - (文化部) 家庭教育、会員意識の向上を図る。
    - 講習会や研修会、PTA新聞、学校保健委員会等
  - (体育部) 児童及び会員の健康増進を図る。
    - 大運動会、持久走大会等
  - (生活厚生部) 地域社会での生徒指導をすすめ、児童の健全な育成を図る。
    - 児童及び会員の福祉厚生、会員相互の親睦を図る。
    - 交通立ち番、資源回収、懇親会等
  - (学年部) 学級・学年運営に協力する。
    - 学級・学年懇談会、学校と共済する行事等
- (2) 各部が計画した事業等は、会員が協力して行う。

## 第5章 役員等

第13条 本会の役員は次のとおりとする。教職員は校長の指名による。

会長 (1) 副会長 (3: 女性部長、教頭を含む) 副女性部長 (1)  
書記会計 (2: 教職員1名を含む)

第14条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を掌握するとともに、総会及び役員会を招集する。会計監査の召集を除くすべての集会に出席して意見を述べることができる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある場合はその職務を代行する。総会、役員会の議長を務める。
- (3) 女性部長は会長を補佐し、会の運営に当る。副女性部長は部長を補佐するとともに、部長事故あるときはその職務を代行する。
- (4) 書記は総会、役員会の議事及び本会の活動に関する事項を記録するとともに、文書の保管をする。

(5) 会計は総会で決定した予算に基づき会計事務を処理し、総会において決算報告をする。

第15条 本会には経理を担当する会計監査委員を置く。当該年度の役員、委員は兼務することができない。必要に応じ随時、会計監査を行うことができる。

第16条 校長は本会の顧問とする。顧問はこの会の活動に関するすべての会に参列することができる。

## 第6章 会計

第17条 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金、その他の収入によって支弁される。

第18条 本会の会計は総会で決議された予算に基づいて行われる。

第19条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第20条 本会の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

## 第7章 会則の改正と細則の決定

第21条 本会則は総会において、出席者の3分の2以上の賛成があれば改正することができる。

第22条 本会の運営に関し必要な細則は、会則に反しない限りにおいて、役員会の決議を経て定める。役員会は細則の制定、又は改廃した場合は、次期総会に報告するものとする。

## 附則

本会則は平成16年4月26日より実施する。

本会則は平成17年4月21日より実施する。

本会則は平成31年4月19日より実施する。

本会則は令和2年6月1日より実施する。

本会則は令和4年4月22日より実施する。